

現物出資に係る事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の追加免除申請書

税務署
受付印

税務署長

令和 年 月 日

〒
住所

氏名
(電話番号 - -)

租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号 第40条の7の10第25項第2号 において準用する租税特別措置法第70条の7の5第14項第1号 第70条の7の6第15項第1号

の規定により納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について、次のとおり納税猶予の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

贈与者 被相続人	住所	氏名
-------------	----	----

※欄は記入しないでください。

1 対象会社に関する事項

- ① 対象会社の名称 所在地
- ② 業務の内容
- ③ 譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった時の直前において承継会社（特例（受贈）事業用資産の現物出資により設立された会社をいいます。以下同じです。）の常時使用従業員であった者の数 人
- ④ ③の常時使用従業員であった者のうち譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった日から2年を経過する日まで引き続き対象会社の常時使用従業員である者の数 人
- ⑤ ③・④の常時使用従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するもののうち対象会社が所有又は賃借をしているものの所在地

2 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算等

① 猶予中贈与税・相続税額	円
② ①のうち、準用租税特別措置法第70条の7の5第13項・第70条の7の6第14項の規定により猶予中贈与税・相続税額とされる金額	円
③ 特例再計算贈与税・相続税額の計算（ロ＋ハ）	円
イ 対価の額	円
ロ 再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（イの額に基づき再計算した納税猶予分の贈与税・相続税の金額）	円
ハ 剰余金の配当等の額	円
④ 納付する贈与税・相続税額（③（合併又は株式交換等に際して株式等以外の財産がある場合には、ロ＋ハ））	円
イ 対価の額（③イ）のうち、株式等以外の財産の価額	円
ロ 再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（③ロ）のうち、株式等以外の財産の価額（イ）に対応する金額（③ロ×イ/③イ） ※ 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。	円
ハ 剰余金の配当等の額（③ハ）	円
⑤ 免除を受けようとする贈与税・相続税額（②－③）	円
⑥ 引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額（①－④－⑤）	円

関与税理士	電話番号
-------	------

※	通信日付印の年月日	（確 認）	入 力	確 認	納税猶予整理番号
	年 月 日				

記載方法等

この申請書は、承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けた特例事業受贈者又は特例事業相続人等（以下「特例事業受贈者・相続人等」といいます。）が、準用租税特別措置法（租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号又は第40条の7の10第25項第2号において準用する租税特別措置法をいいます。以下同じです。）第70条の7の5第13項又は第70条の7の6第14項の規定の適用を受けた者が、譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった日から2年を経過する日（当該2年を経過する日前に特例事業受贈者若しくは当該特例事業受贈者に係る贈与者が死亡した場合又は特例事業相続人等が死亡した場合には、その死亡の日の前日。以下同じです。）において、対象会社※¹がその事業を継続している場合※²に該当することにより、準用租税特別措置法第70条の7の5第14項第1号又は第70条の7の6第15項第1号の規定により、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税の免除申請を行う場合に使用します。

なお、免除申請を行う場合には、当該2年を経過する日から2か月以内（当該2年を経過する日から2か月以内に特例事業受贈者・相続人等が死亡した場合には、特例事業受贈者・相続人等の相続人（包括受遺者を含みます。）が特例事業受贈者・相続人等の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内。以下「申請期限」といいます。）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

※1 「対象会社」とは、準用租税特別措置法第70条の7の5第13項又は第70条の7の6第14項の適用に係る譲渡等をした特例（受贈）事業用資産である株式等に係る会社、合併に係る吸収合併存続会社等又は株式交換等に係る株式交換完全子会社等をいいます。

2 「事業を継続している場合」とは、この申請書の1の④の人数が③の人数の2分の1に相当する数（その数に1人未満の端数があるときはこれを切り捨てた数とし、③の数が1人のときは1人とします。）以上であるなど、租税特別措置法施行令第40条の8の5第31項各号又は第40条の8の6第38項各号に掲げる要件の全てを満たす場合をいいます。

1 記載方法

(1) 「1 対象会社に関する事項」欄は、次により記載してください。

イ ③欄の「譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった時」とは、承継会社の株式等の全部又は一部について、租税特別措置法第70条の7の5第12項第1号又は第70条の7の6第13項第1号に該当する譲渡等をした時、承継会社が同法第70条の7の5第12項第2号又は第70条の7の6第13項第2号に該当する合併により消滅した時又は承継会社が同法第70条の7の5第12項第3号又は第70条の7の6第13項第3号に該当する株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった時をいいます。

ロ ③欄及び④欄の「常時使用従業員」とは、会社の従業員であつて、租税特別措置法施行規則第23条の9第4項各号に掲げるいずれかの者をいいます。

ハ ⑤欄の「事務所、店舗、工場その他これらに類するもの」が2以上ある場合には、主たるものの所在地を記載します。なお、その所在地が対象会社の所在地と同じ場合には、「①と同じ」と記載してください。

(2) 「2 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算等」欄には、この免除申請に係る贈与税・相続税の計算の明細について次により記載します。

イ ③欄のイの「対価の額」とは、準用租税特別措置法第70条の7の5第14項第1号又は第70条の7の6第15項第1号の規定の適用に係る譲渡等の対価の額、合併対価（吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。）の額又は株式交換等の対価（他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。）の額をいいます。

ロ ③欄のロの「再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（イの額に基づき再計算した納税猶予分の贈与税・相続税の金額）」とは、③欄のイの対価の額を租税特別措置法第70条の6の8第1項又は第70条の6の10第1項の規定の適用に係る贈与又は相続若しくは遺贈により取得をした特例（受贈）事業用資産とみなされた承継会社株式等のその贈与又は相続若しくは遺贈の時における価額とみなして、同法第70条の7の5第2項第8号又は第70条の7の6第2項第8号の規定により計算をした金額をいいます。

ハ ③欄のハの「剰余金の配当等の額」とは、準用租税特別措置法第70条の7の5第13項又は第70条の7の6第14項の規定による免除（差額免除）の適用に当たり免除される贈与税・相続税額の計算の基礎となった剰余金の配当等の額を記載します。

ニ ④欄の「納付する贈与税・相続税額」については、申請期限までに納付する必要があります。

2 添付書類

(1) 対象会社が譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった日から2年を経過する日における対象会社の従業員数証明書その他の書類で、譲渡等、合併又は株式交換等の直前において承継会社の常時使用従業員であった者のうち当該2年を経過する日まで引き続き対象会社の常時使用従業員である者の数を証するもの及びその者の一覧表

(2) 登記事項証明書その他の書類で、対象会社が当該2年を経過する日において1の⑤欄の事務所、店舗、工場その他これらに類するものを所有していること又は賃借していることを証するもの